

陳述書 (その2)

〒650-0000

兵庫県

山口 薫

勤務先

〒602-8580

京都市上京区今出川通烏丸東入

同志社大学大学院ビジネス研究科

10. 2月2日に提出の陳述書のその後について陳述させていただきます。

2月4日に当方の弁護士が学校法人宛に、通知書兼質問状の内容証明郵便を送付してくれました。その結果、前日まで頑なに拒否していた定年延長に関する審議要請が、急ぎよ2月6日の第14回教授会直前に「定年延長の発議案件について」という報告事項として追加されてきました。しかしながら私は退室させられましたので、この報告事項についてどのような議論が行われたのか知るすべもありません。約1時間の待機後、議論は2月11日の第15回教授会に持ち越されたと伝えられました。

11. この教授会直後に、公開質問状(1/17)への回答がやっとメールで届きました。それによって、Business Economics に関しては、受講生からの授業内容や方法に関して、クレームの申し出が一切なかった事が判明しました。そこで直ちに担当科目外し不当性の対処についての質問状を提出しました(資料5)。またそれに関連して、「Business Economics は偏った経済学だ」と説明した近藤まり国際プログラム委員長にもその根拠、判断基準について質問状を提出しました(資料6)。しかるに両者からは未だに誠意ある回答を頂いておりません。学問の自由の侵害という違法行為を行っておりながら、それに対していっさい説明責任を果たそうとしないのは、大学院教授としての責任の放棄ではないでしょうか。

12. 2月11日の第15回臨時教授会(入試判定)で、前回から議論持ち越しとなった「定年延長について」という審議が行われましたが、私は即座に退室させられたので、どのような議論がなされたのか知るすべはありません。約1時間半の待機後、「定年延長の提案発議をしないと決まった。理由は文書で通知すると」告げられましたが、その後現在にいたるまで研究科長からの通知は受け取っていません。教授会で約束した文書すら未だに頂けない状態なのです。研究者の研究生命を奪うような重要な決定をしておきながら、その理由すら通知してこないのです。こんな不誠実であるのでしょうか。

13. この定年延長の提案発議拒否の決定には手続き上の不当性、欠席裁判的な不公平性があります。そこで再度、2月20日の第16回教授会での審議を要請しました。加えて国際プログラム委員会によるゼミ生の研究指導外しの不当差別について新たに審議を要請しました(資料7)。しかるにこうした3度にわたる審議要請も悉く無視されたのみならず、私が担当していた Business Economics の非常勤教員委嘱がこの第16回教授会で強行されました。私は、その前に担当科目外しの不当性を審議してほしいと強く要請したのですが、それは審議事項ではないと取り合ってくれませんでした。

第13回 (1/8)、第14回 (2/6)、第15回 (2/11)、第16回 (2/20) 教授会と4度にわたる教授会で、担当科目外しは学問の自由という基本的人権の侵害（違法行為）であり、定年延長に必要な8コマのうちの1コマでもあるのだからきちんと審議してほしいと繰り返し要請しました。学問の自由という大学の根幹に関わる重大な問題に、なぜ研究科長、教授会は正々堂々と対応されないのでしょうか。大学人としての存在を自ら否定することになるのではないのでしょうか。

14. 私は日米の大学で約30年教えてきましたが、学問の自由という憲法上保障されている基本的人権がこのように露骨な形で侵害されたのは初めてです。学長にも嘆願したのですが取り合っただけませんでした。日本に於ける学問の自由を危惧する米国国会議員（民主党大統領候補2回）、国際システムダイナミクス学会（世界約60カ国、会員約1000名）会長、研究者等海外からも嘆願のメールが学長に届けられました（資料8）。同志社大学は文科省グローバル30に採択され、日本を代表して国際化を推進すべき立場にある大学ですので、学長の誠意ある対応が望まれます。

15. この16回教授会に添付されていた前回教授会記録をみて私は啞然としました。これまでとはまったく異なる3つの理由が掲載されていたからです（資料9）。昨年12月19日の教授会で「8コマルールを満たしていないから定年延長を提案しない」と研究科長から口頭で説明を受けて以来、この8コマルールの不当性について教授会での審議を繰り返し要請してきました。これが原因でそれ以来2ヶ月以上に渡って早朝、悪夢にうなされ続けてきているのです。

これらの理由は、後出し的な入れ知恵による悪質な争点変更であり、表現は悪いですが「チンピラの言い掛かり」のように思えました。なぜならば、大学執行部・学長の全面支援のもとでプラスアルファ的に提供してきたグリーンビジネス科目が、突然大学からハシゴを外されるような形で中止させられたにもかかわらず、そのプラスアルファによる協力をしなかったのが定年延長拒否の理由だということからです。1+アルファからアルファを取り去っても、他の教員と同じ1の科目・業務はこなしており、加えてTIM専攻を加えると、2倍の科目・業務をこなしているにもかかわらず、なぜこのプラスアルファのみを意図的に強調して、後出し的に定年延長拒否の理由とされるのでしょうか。このような学内規定はあるのでしょうか。

16. そもそも今回の定年延長拒否の真の理由は何なのでしょう。不利益を被る当事者に2ヶ月以上にわたってその理由を文書で開示しようとしらないのは、人権無視の違法行為ではないのでしょうか。もしこの後出し的な理由が真の理由だと推測すれば、前回の第16回教授会の「定年延長の提案を発議しない」という決定は、不利益を被る当事者に十分な弁明の機会を与え、審議するという法的正義 (Due Process) に反することになります。そこでこれらの理由に対する反論を添付して、次回教授会で再審議するように要請しましたが（資料9）、この4回目の要請も3月6日の第17回教授会で拒否されました。ビジネス研究科教授会は、もはや大学という自由な言論の府としての良識を欠き、機能不全に陥っているといわざるをえません。これを正していただけるのは、法の番人である裁判所であると信じます。

17. 3月に入ってから、私の科目を履修したいのに見あたらないとか、来年度のソリューションレポートのモデリングの相談にのってくれないかといったメールが学生から入り始めました。私の定年延長拒否により来年度には7科目が突如履修できなくなるのです。

またTIM専攻の博士課程の院生の4月からの研究指導も気がかりです。カリキュラムで約束の履修科目、研究指導をきちんと提供するのが同志社大学大学院の社会的使命ではないのでしょうか。

加えて総合政策科学研究科TIM専攻は来年度が文科省申請の完成年度となり、申請メンバーである私が欠けると同研究科、大学、文科省に多大な迷惑がかかってくることになり、事実それを回避するために、同研究科は私の定年延長を強く求めてきています。私にも大学院教授としてこうした社会的責務を果たす義務があります。しかるにビジネス研究科の教授会は、こうした事情や大学の利益、社会的責務を一切考慮しようとしません。誠に身勝手な組織ではないのでしょうか。

18. 今回の件に関して、他研究科の数名の先生から見解を求めました。「同志社のやり方ではない、常軌を逸している」「背中からいきなり鉄砲で撃つようなもの」「しかるべき大学の機関で調整すべきだ」「恣意的にA氏には定年延長を認め、B氏は認めないということがあってはならない。研究科は制度に従わなければいけない」といった見解をいただきました。要するに、執行部と当事者で事前調整し、それが不調の場合には教授会で審議するというDue Processを踏むべきであるということです。

私の新しいマクロ経済モデル研究は目下国際的にも注目されだしてきております（資料8）。こうした同僚の研究を支援しようともせず、逆に排除すべしと突っ走る研究科長の真意がどこにあるのか推してはかるすべもありませんが、自らの偏見に固執せずあくまでも研究科長の職務として研究科の「定年延長申合せ」に則して教授会に定年延長を提案して、以下のような情報を提供していただければ、教授会での公平な審議がなされたと信じております。

教員の職務	貢献度
教育	・義務である8コマを超え、兼任教授として14コマ担当 ・TIM博士課程4名の研究を指導
研究	・過去9年間、毎年1本以上の査読論文を出版し、研究科ではダントツの研究業績 ・昨年は海外での研究報告を5回、国内1回実施
学内業務	兼任教授としてTIM専攻の業務を含め、他の教員の約2倍の業務をこなしている。
社会的貢献	・システムダイナミクス学会の大会を同志社に誘致して開催 ・第2回グリーンビジネスフォーラム in 京都を開催 ・芦屋市廃棄物減量等推進審議会会長（2010から現在に至る） ・NPO活動、SDワークショップ開催等SDの普及

なぜならば、今年度定年延長を承認された他の2名の先生の職務と比較していただければ明白ですが、私のみ定年延長が承認されない理由はどこにも見あたらないからです。

2013年3月7日